

社会福祉法人櫻友会 役員報酬規程

(適用の範囲)

第1条 社会福祉法人櫻友会（以下「法人」という。）の理事、評議員および監事（以下「役員等」という。）に対する報酬については、この規程の定めるところによる。

(費用弁償)

第2条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償することができる。費用の金額については、別に定める役員費用弁償規程による。

(報酬)

第3条 役員等に対しては、報酬を支給することができる。

2. 報酬の額については、評議員会で決定する。
3. 当法人職員を兼務して役員には、職員給与を支給していることか、役員報酬は支給しない。
4. 役員報酬は、無報酬とする。

(改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成25年11月21日から施行する。

この規程は、平成29年6月16日から施行する。